

丹篠監公表第2号  
令和4年2月24日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号の規定により、財政援助団体等監査（丹波篠山市商工会）を実施したので、結果を公表する。

令和3年度  
財政援助団体等監査報告書

丹波篠山市商工会

令和4年2月

丹波篠山市監査委員

## 1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第 199 条第 7 項及び丹波篠山市監査基準第 4 条第 1 項第 6 号)

## 2 監査の対象

### (1) 対象団体・部局

- ・丹波篠山市商工会（以下、「商工会」という。）
- ・観光交流部商工振興課（商工会に対する各種補助金の交付事務の市所管部局。以下、「商工振興課」という。） ※令和 2 年度以前は商工観光課が担当部署

### (2) 対象事務

- ・商工会における令和 2 年度市補助金収入に係る出納その他の事務の執行
  - ・商工振興課における補助金交付に係る事務の執行
- ※必要に応じて同年度以外についても対象とした

令和 2 年度補助金

(単位:円)

補助金等の名称	金額	補助の内容
商工業振興事業補助金（経営改善普及事業）	24,048,000	人件費等補助
地域産業振興事業補助金	3,521,000	事業費補助
（内訳）（経営品質向上事業）	(1,940,000)	
（製造業人材育成支援事業）	(887,000)	
（笑顔でおもてなし育成事業）	(544,000)	
（今田ネットワーク事業）	(150,000)	
商店街等にぎわい創造事業費補助金	1,456,000	事業費補助
（内訳）（商店街等にぎわい創造事業）	(1,200,000)	
（空き店舗対策事業）	(256,000)	
まるいの宝くじ事業補助金	2,074,000	事業費補助
合計	31,099,000	

## 3 監査の期間

令和 3 年 9 月 30 日から令和 4 年 2 月 24 日まで

## 4 監査の方法及び着眼点

商工会に対し、令和 2 年度の財務等に関する書類の提出を求めるとともに、商工振興課に対し上記補助金にかかる事業補助金交付に関する書類の提出を求めて実施した。

商工会にあつては、各補助事業が補助目的に沿って効率的、効果的に実施されているか、また、補助金に係る収支等の経理事務全般が関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されているかについて、一方、商工振興課にあつては、商工会に対する補助金の交付手続き並びに指導・監督等が適切に行われているかについて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から聴き取りを行った。

## (1) 商工会関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- コ その他

## (2) 商工振興課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は充分か。
- エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- コ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- サ その他

## 5 監査の結果及び意見等

商工会の市補助金収入に係る出納その他の事務の執行及び商工振興課の同補助金交付に係る事務については、監査した限りにおいて、法令、定款、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部の事務において改善を要するものが見受けられた。

そこで、今回の監査の結果、次のとおり意見を付する。

また、提出書類に一部改めるべきものについては口頭による指導及び改善を求めた。

なお、監査結果及び意見等に基づき措置を講じられたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

## (1) 意見

### (丹波篠山市商工会)

#### ① 商工会の組織力強化について

商工会の令和2年度収支決算書の収入は147,487,579円で、そのうち県や市などの補助金は93,442,220円(63.4%)、会費・手数料などの自主財源は50,526,847円(34.3%)となっており、補助金の割合は商工会が合併した直近の平成17年度と大きく変わりはない。

しかし会員数は、市内の小規模事業者が廃業や閉店などにより減少し、令和3年10月末現在1,275と平成17年度当初から16年間で261(約17%)減少している。

昨今の小規模事業者を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足等に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延により経営が困難になるなど厳しさを増しており、商工会が担う役割はこれまで以上に大きくなっている。また、令和3年7月に新たな県知事が誕生し、県政改革方針(案)の中で、商工会への補助金の根拠となる地域経済活性化支援事業について、令和5年度に補助対象者(広域活性化対策指導員)の設置定数のあり方を検討することが示されている。

このため、今後の補助金見直しによる減額を視野に入れた組織体制のあり方を見直しも含めて検討し、更なる自主財源の確保に努めて組織力を高めることが重要な課題となっている。

商工会の組織率は令和3年10月末現在76.4%で全国平均の57.9%を上回っている状況にあるが、商工会の合併後、市内経済を支える小規模事業者と会員が減少しているため、新たに起業を目指す人に対して支援策の充実を図ることや、非会員向けにセミナーや個別相談会の開催、小規模事業者の相談指導や経営指導員による巡回指導など、会員であることのメリットを具体的に示して新規会員の開拓と自主財源の確保に努められたい。

商工会が課題の解決や組織力向上に向けた取り組みを進めることにより、商工業者の育成及び地域における商工業の振興に結び付くことを期待する。

### (観光交流部商工振興課)

#### ① 補助金交付事業の見直しについて

市が商工会へ交付する補助金は、主に丹波篠山市商工業振興事業補助金交付要綱、丹波篠山市地域産業振興事業補助金交付要綱、丹波篠山市商店街等にぎわい創造事業費補助金交付要綱に基づき交付されており、その額は令和2年度が8事業31,099,000円、令和元年度が10事業31,667,000円となっている。

これらの補助金は、市内の商工業の振興と安定を図ることを目的として交付されているが、商工会が合併する前の事業を引き継いだものもあり、事業名が要綱に定める補助対象事業と異なっているため、事業が適切かつ適正に実施されているのか、補助金の交付事務が正しくなされているのか判定ができない。

また、丹波篠山市地域産業振興事業補助金交付要綱において、第4条に定める別表のうち補助限度額に定めのない事業があり、これは予算さえ許せばいくらでも補助金が交付できる状態にあるため、一定の上限を定めておくべきである。

補助金交付事業について、商工会と調整しながら内容を精査して、要綱に沿った形で実施されるよう見直されたい。

## ② 補助金の履行確認について

経営改善普及事業は、商工会の人件費の一部について、県が50%、市は丹波篠山市商工業振興事業補助金交付要綱に基づき25%かつ予算の範囲内を上限に補助金が支出されているが、担当課では補助金交付対象となる人件費の内訳が把握できていない。

これは、要綱に定める交付対象の内容を確認せずに補助金を支出していることになる。

また、他の事業においても商工会から提出された報告書に数値の誤りが見られた。

商工会が市内の小規模事業者の拠り所として機能し市内の経済振興に大きな役割を果たすため、市の施策として商工会を支援することは意義のあることだが、補助金が何に基づき計算され、どのように使われたのかをきちんと確認しチェックすることは担当部局に課された責務である。

今後は、補助金の交付申請や実績報告書が規則や要綱などに基づき目的と整合していることを確認し、適切な執行に努められたい。

## (2) まとめ

商工会におかれては、地域における小規模事業者等の健全な発展のため日々ご尽力いただいていることに敬意を表すものである。

商工会の目的は定款の第1条において、地区内の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することと国民経済の健全な発展に寄与することと定めており、これを達成するため、商工会が担うべき役割はこれまで以上に市内事業者への支援や時代に応じた変化が求められていると言える。

今後におかれては、県政改革方針（案）による補助金の削減も想定されることから、補助事業の内容を精査し整理することや、自主財源の確保に努めて組織力の強化を図り、経営改善普及事業及び地域総合振興事業を通じて商工業の振興と小規模事業者を支援し、地域資源（丹波篠山ブランド）を生かした地域経済の活性化に向けて精進されたい。

また所管課におかれては、交付した補助金が実際どのように使われたか、そして、どれだけの効果があったのか具体的な数値の確認と検証を行うことが重要である。組織のチェック機能を果たし、これからも商工会との連携を密に取りながら、地域における商工業の振興に努められたい。

## <参考資料>

### 1 商工会の概要

#### (1) 設立及び目的

- 名 称 丹波篠山市商工会
- 法人成立 平成 16 年 10 月 1 日
- 設置根拠 商工会法
- 目 的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 沿 革（商工会法施行以降）

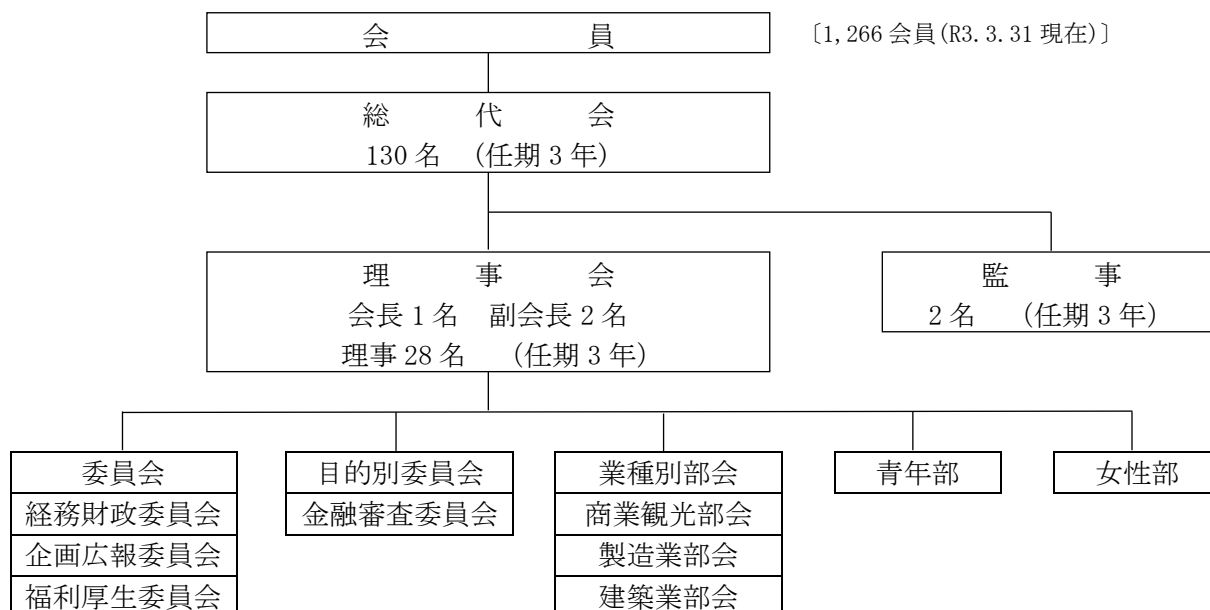
- ・昭和 35 年 8 月 「篠山町商工会」設立（法制化）
- ・昭和 35 年 10 月 「西紀町商工会」設立（法制化）
- ・昭和 35 年 12 月 「丹南町商工会」設立（法制化）
- ・昭和 36 年 4 月 「城東町商工会」「多紀町商工会」「今田町商工会」設立（法制化）
- ・昭和 55 年 6 月 「篠山町商工会」設立（「篠山」「城東」「多紀」3 商工会が合併）
- ・平成 11 年 5 月 「篠山市」誕生を受け、4 商工会が名称変更（「篠山市篠山商工会」「篠山市西紀商工会」「篠山市丹南商工会」「篠山市今田商工会」）
- ・平成 16 年 10 月 「篠山市商工会」設立（4 商工会が合併）
- ・平成 18 年 7 月 事務所移転（篠山市北新町 97 番地から篠山市二階町 58 番地 2 へ）
- ・平成 26 年 6 月 分所体制を廃止し事務局を篠山商工会館に集約
- ・平成 27 年 4 月 経営発達支援計画認定（近畿経済産業省管内で第 1 号）
- ・令和 元年 5 月 市名変更に伴い「丹波篠山市商工会」に名称変更

#### (3) 事務所所在地

丹波篠山市二階町 58 番地 2

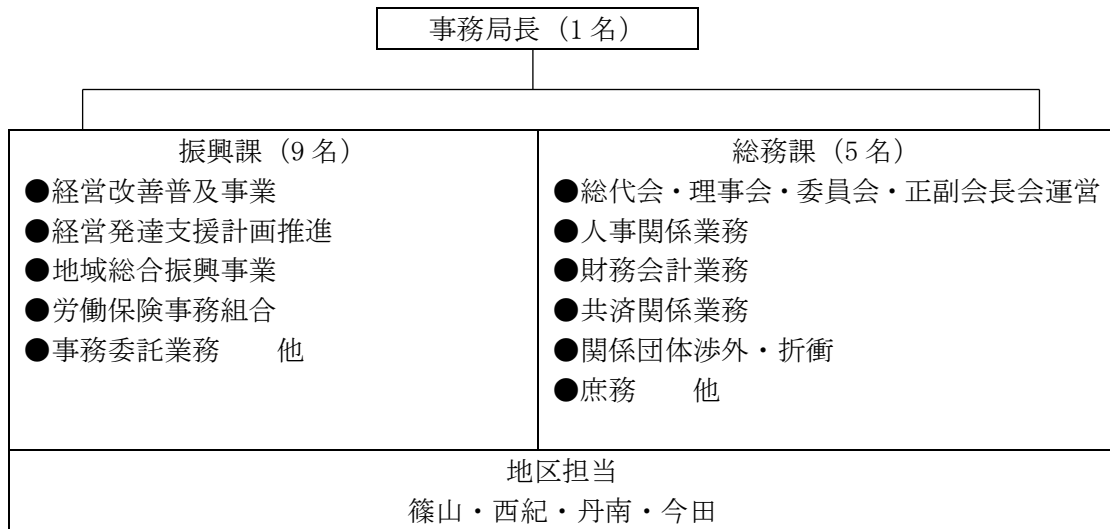
#### (4) 組 織（令和 2 年度）

##### 商 工 会 組 織 図



## 事務局機構図

[職員：15名]



### (5) 会員の状況

会員数の年度別状況は次表のとおりである。

項目		R 3 (10月)	R 2	R 1	H 3 0
形態別	個人	796	787	783	785
	法人	479	479	473	464
	合計	1,275	1,266	1,256	1,249
業種別	製造業	227	229	228	225
	建設業	263	263	268	266
	小売業	373	373	377	377
	卸売業	20	20	19	16
	サービス業	320	312	297	302
	その他	72	69	67	63
	合計	1,275	1,266	1,256	1,249

(H30～R2は年度末現在、R3は10月末現在)

令和2年度末の会員数は1,266であり、その内訳は個人会員が787(62.2%)、法人会員が479(37.8%)となっている。また、会員数を業種別で見ると、製造業229(18.1%)、建設業263(20.8%)、小売業373(29.5%)、卸売業20(1.6%)、サービス業312(24.6%)、その他69(5.4%)となっている。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の概要

商工会の定款第8条に定める事業の内容は、次のとおりである。

- ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導すること。



- ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- ⑤ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- ⑥ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ⑦ 兵庫県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ⑧ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ⑨ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- ⑩ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑪ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。
- ⑫ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- ⑬ 行政庁からの委託を受けた事務を行うこと。
- ⑭ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ⑮ 前払式証票の発行業務を行うこと。
- ⑯ 外国人技能実習生の受入に関する事業を行うこと。
- ⑰ 職業紹介事業を行うこと。
- ⑱ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## (2) 令和2年度事業の概要

商工会における令和2年度事業は、『企業の繁栄と地域文化を育み、丹波篠山市を愛する人の輪を広げます』を基本理念に、経営支援（経営改善普及事業）と地域振興（地域総合振興事業）の両輪を軸とし「儲かる地域づくり」を目指して事業に取り組まれている。その概要は次のとおりである。

### ◎重点事業

- ◆ 巡回指導の充実と支援力強化
- ◆ 経営発達支援事業並びに事業継続力強化支援事業の推進
- ◆ 地域総合振興事業の推進
- ◆ 商工会の組織と財政基盤の強化
- ◆ 職員資質の向上

### ◎個別事業

#### 経営改善普及事業

- ①巡回及び窓口指導
- ②講習会・研究会の開催
- ③創業や経営革新計画策定等の相談・支援
- ④記帳継続指導
- ⑤金融斡旋
- ⑥事務代行
- ⑦小規模事業施策普及

#### 地域総合振興事業

- ①総合振興事業
- ②商業・観光・サービス業振興事業
- ③工業振興事業
- ④建設業振興事業
- ⑤金融・経営対策事業
- ⑥労務対策事業
- ⑦福利厚生対策事業
- ⑧青年・女性対策事業
- ⑨一般共済事業推進事業
- ⑩情報対策事業

#### 受託事業

- ①兵庫県商工会連合会受託事業
- ②丹波篠山市受託事業

### (3) 経営改善普及事業実績

#### ①経営指導員等による相談及び指導

巡回指導 2,666件 (対象企業数 781件)

窓口指導 2,792件 (対象企業数 817件)

創業指導 186件 (対象企業数 48件)

#### ②金融斡旋

斡旋 60件

#### ③記帳指導員による記帳継続指導

指導延回数 791回 (対象事業者 240者)

## 3 決算の状況

商工会の会計は、商工会経理基準を適用し処理されている。商工会の経理においては、営利会計でないため損益計算という概念がないこと、予算会計方式がとられていること、そして会計処理方法は複式簿記であることが特徴である。

### (1) 比較収支計算書

収支計算書は、当該事業年度の収入及び支出の内容を表示し、収支の予算額と決算額を対比することにより、予算の執行状況を明らかにするものである。

(単位:円、%)

科 目	令和2年度					令和元年度
	予算額	決算額	増減額	対前年度		決算額
				増減額	増減率	
<b>【収入の部】</b>						
1. 補助金	93,414,220	93,442,220	28,000	△ 2,324,704	△ 2.4	95,766,924
県補助金	59,832,172	59,832,172	0	△ 1,111,639	△ 1.8	60,943,811
市補助金	31,071,000	31,099,000	28,000	△ 568,000	△ 1.8	31,667,000
県連合会等助成金	2,511,048	2,511,048	0	△ 645,065	△ 20.4	3,156,113
2. 会費、手数料等収入	49,687,268	50,526,847	839,579	△ 1,529,667	△ 2.9	52,056,514
3. 受託料収入	1,135,840	1,135,840	0	28,940	2.6	1,106,900
4. 引当金繰入収入	0	0	0	△ 3,500,000	△100.0	3,500,000
5. 前期繰越収支差額	2,382,672	2,382,672	0	△ 4,171,497	△ 63.6	6,554,169
合計	146,620,000	147,487,579	867,579	△ 11,496,928	△ 7.2	158,984,507
<b>【支出の部】</b>						
1. 経営改善普及事業職員設置費	82,244,264	82,327,639	83,375	△ 4,111,289	△ 4.8	86,438,928
2. 経営改善普及事業指導事業費	14,701,790	14,880,466	178,676	△ 62,245	△ 0.4	14,942,711
3. 伴走型支援推進補助事業費	381,300	381,300	0	381,300	皆増	-
4. 地域総合振興事業費	22,533,055	21,636,024	△897,031	△ 10,678,255	△ 33.0	32,314,279
5. 受託事業費	1,135,840	1,135,840	0	28,940	2.6	1,106,900
6. 一般管理費	17,468,366	17,325,713	△142,653	△ 4,473,304	△ 20.5	21,799,017
7. 資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	皆増	0
8. 予備費	5,155,385	0	△5,155,385	0	-	0
9. 次期繰越収支差額	0	6,800,597	6,800,597	4,417,925	185.4	2,382,672
合計	146,620,000	147,487,579	867,579	△ 11,496,928	△ 7.2	158,984,507

一般会計の当期収支決算額は、収入合計、支出合計とも 147,487,579 円であり、予算額に比べ 867,579 円増加している。また、前年度と比べると 11,498,928 円 (7.2%) 減少している。

収入のうち、市補助金は 31,099,000 円であり、前年度に比べ 568,000 円の減少となっている。これは、コロナ禍での事業中止による補助分の減少が主な要因である。

## (2) 比較貸借対照表

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債の状態を表示するために作成されるものである。商工会の経理における貸借対照表は、引当資産及び固定資産に計上される各科目の金額は、同一の金額をもって引当勘定及び残高勘定にも対照勘定として計上されるという仕組みとなっている。また、貸借対照表の勘定科目は、資産と負債及び次期繰越収支差額に分けられている。

(単位:円、%)

科 目	令和2年度			令和元年度
	金 額	対前年度		金 額
		増減額	増減率	
資産の部				
流動資産	11,164,314	5,128,116	85.0	6,036,198
1 現金	87,452	△ 16,279	△ 15.7	103,731
2 預金	8,273,363	5,346,555	182.7	2,926,808
3 預かり預金	2,696,499	△ 72,660	△ 2.6	2,769,159
4 未収金	105,000	△ 29,500	△ 21.9	134,500
5 立替金	0	△ 100,000	△ 100.0	100,000
6 仮払金	2,000	0	0.0	2,000
引当資産	88,231,128	3,001,001	3.5	85,230,127
1 備品引当預金	1,120,350	1,000,000	830.9	120,350
2 商工振興事業引当預金	84,512,514	1,001	0.0	84,511,513
3 公用車取得引当預金	2,598,264	2,000,000	334.3	598,264
固定資産	143,513,841	△ 11,922,814	△ 7.7	155,436,655
1 建物	136,678,074	△ 11,040,933	△ 7.5	147,719,007
2 器具備品	2,014,536	△ 343,493	△ 14.6	2,358,029
3 車両運搬具	1,101,905	△ 538,388	△ 32.8	1,640,293
4 電話加入権	169,326	0	0.0	169,326
5 有価証券	3,550,000	0	0.0	3,550,000
資産合計	242,909,283	△ 3,793,697	△ 1.5	246,702,980
負債の部				
流動負債	4,363,717	710,191	19.4	3,653,526
1 未払金	1,610,105	855,244	113.3	754,861
2 預り金	2,753,612	△ 145,053	△ 5.0	2,898,665
引当勘定	88,231,128	3,001,001	3.5	85,230,127
1 備品引当金	1,120,350	1,000,000	830.9	120,350
2 商工振興事業引当金	84,512,514	1,001	0.0	84,511,513
3 公用車取得引当金	2,598,264	2,000,000	334.3	598,264
残高勘定	143,513,841	△ 11,922,814	△ 7.7	155,436,655
1 建物残高	136,678,074	△ 11,040,933	△ 7.5	147,719,007
2 器具備品残高	2,014,536	△ 343,493	△ 14.6	2,358,029

3 車両運搬具残高	1, 101, 905	△ 538, 388	△ 32. 8	1, 640, 293
4 電話加入権残高	169, 326	0	0. 0	169, 326
5 有価証券残高	3, 550, 000	0	0. 0	3, 550, 000
負債合計	236, 108, 686	△ 8, 211, 622	△ 3. 4	244, 320, 308
次期繰越収支差額	6, 800, 597	4, 417, 925	185. 4	2, 382, 672
負債及び次期繰越収支差額合計	242, 909, 283	△ 3, 793, 697	△ 1. 5	246, 702, 980

一般会計における当期末貸借対照表は、資産合計 242, 909, 283 円、負債合計 236, 108, 686 円、次期繰越収支差額 6, 800, 597 円となっている。当期末を前期末と比較すると、資産は 3, 793, 697 円 (1. 5%)、負債は 8, 211, 622 円 (3. 4%) の減少、次期繰越収支差額は 4, 417, 925 円 (185. 4%) の増加となっている。

資産の内訳は、流動資産 11, 164, 314 円、引当資産 88, 231, 128 円、固定資産 143, 513, 841 円である。また、負債の内訳は、流動負債 4, 363, 717 円、引当勘定 88, 231, 128 円、残高勘定 143, 513, 841 円である。

#### 4 補助金収入

各補助金の概要は、次のとおりである。

##### (1) 商工業振興事業補助金（経営改善普及事業）

(単位:円)

補助事業	補助対象	交付額		
		令和2年度	令和元年度	平成30年度
経営改善普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会職員（県補助要綱の補助対象者）の人件費にかかる経費に対し25%以内</li> <li>・経営改善普及事業費で、人件費、役員報酬にかかる経費を除く経費に対し、対応する県補助金の100分の100以内</li> </ul>	24, 048, 000	24, 452, 000	23, 070, 000

##### (2) 地域産業振興事業補助金

(単位:円)

補助事業	補助対象	交付額		
		令和2年度	令和元年度	平成30年度
経営品質向上事業	市内の経済発展、地域振興に資する事業で、市長が特に認めたものに要する経費の10割以内	1, 940, 000	1, 940, 000	1, 940, 000
笑顔でおもてなし育成事業		544, 000	544, 000	544, 000
今田ネットワーク事業		150, 000	150, 000	150, 000
製造業人材育成事業	市内事業所の人材確保・育成支援に要する経費の10割以内	887, 000	1, 000, 000	1, 000, 000
合計		3, 521, 000	3, 634, 000	3, 634, 000

**(3) 商店街等にぎわい創造事業費補助金**

(単位:円)

補助事業	補助対象	交付額		
		令和2年度	令和元年度	平成30年度
商店街等にぎわい創造事業	商店街等にぎわいを創出する事業に要する経費の2分の1以内	1,200,000	1,200,000	1,200,000
空き店舗対策事業	市内商店街の空き店舗に新たに開店する事業に要する経費の2分の1以内	256,000	481,000	498,000
合計		1,456,000	1,681,000	1,698,000

**(4) まるいの宝くじ事業補助金**

(単位:円)

補助事業	補助対象	交付額		
		令和2年度	令和元年度	平成30年度
まるいの宝くじ事業	まるいの宝くじ事業に要する経費	2,074,000	-	-

※令和2年度のみ実施